

企業版ふるさと納税について

1. 企業版ふるさと納税

(1) 制度の概要

平成28年度の創設された地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、国が認定した地域再生計画に位置づけられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組み。

損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、令和2年度税制改正により拡充された税額控除（寄附額の最大6割）により、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮される。

- 地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、税額控除の特例措置を5年間延長し、令和2年度から6年度までを適用期間
- 恵庭市外に本社が所在する企業からの寄附のみがこの制度の対象
- 1回あたり10万円以上の寄附が対象。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止

(2) 本市の地方創生プロジェクト

- ・ 「人がつながり人口減少に負けない魅力あるまちづくり」事業
- ・ 「安全安心に住み続けたいくなるまちづくり」事業
- ・ 「恵庭らしさを活かした魅力あるまちづくり」事業
- ・ 「希望を持って子育てしたいくなるまちづくり」事業

(3) 企業版ふるさと納税の寄附状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度 ※2月末
寄附件数	1件	13件	6件
寄附額	200千円	12,300千円	8,600千円

2. 企業版ふるさと納税（人材派遣型）

（1）制度の概要

企業版ふるさと納税（人材派遣型）は、令和2年度に、企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図るため創設された制度。

具体的には、企業が人件費を含む事業について寄附を行い、寄附と同年度に、寄附活用事業に従事する人材を地方公共団体等へ派遣する制度。

地方公共団体のメリット	企業のメリット
<ul style="list-style-type: none">○ 専門的知識・ノウハウを有する人材が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる。○ 実質的に人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる。○ 関係人口の創出・拡大も期待できる	<ul style="list-style-type: none">○ 派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けることができる。○ 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなる。○ 人材育成の機会として活用することができる。

（2）企業版ふるさと納税（人材派遣型）を活用した人事交流

①企業名 第一生命保険 株式会社（本社所在地：東京都千代田区）

②任用形態・職位 企画振興部企画課主幹（任期付職員）

③任用期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）

④寄附活用事業 多文化共生事業

⑤協定締結式 令和5年2月28日（火）

※企業版ふるさと納税（人材派遣型）を活用した人事交流協定

《参考》 道内の活用事例

- ・伊達市 令和4年3月1日～13か月間 健康産業育成事業
- ・厚真町 令和4年7月1日～9か月間 介護予防推進事業
- ・北海道 令和4年8月1日～8か月間 官民連携事業